

2020年6月10日

# 株 主 各 位

愛知県半田市神明町一丁目1番地

## 瀧上工業株式会社

取締役社長 瀧上 晶 義

### 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県半田市神明町一丁目1番地

瀧上工業株式会社 応接棟

〔本年は、緊急事態宣言が発令されましたことに鑑み、会場の安定的な利用等を重視し、当社本店での開催としております。開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。〕

#### 3. 目的事項

##### 報告事項

1. 第83期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
計算書類の内容報告の件

##### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takigami.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会開催日時点において、政府より新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されていない場合、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日におけるウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会会場において、運営スタッフは体調を確認の上、マスクを着用させていただきます。
- ・その他感染予防のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがあります。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト (<http://www.takigami.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、当日ご来場される場合には、事前に、上記サイトを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移および今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金50円      配当総額      110,089,300円  
なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしております  
ので、当期の年間配当金は1株につき金100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	こやま けんぞう 小山 研造 (1959年3月21日生)	2012年5月 瀧上建設興業株式会社 取締役 2015年4月 当社執行役員保全本部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員 保全本部長兼工事本部管掌 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員 保全本部長兼工事本部管掌 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員 社長補佐兼コンプライアンス 統括兼保全本部長 現在に至る	株    1,000
4	たき がみ さだ たか 瀧上 定隆 (1965年8月3日生)	2009年4月 当社入社 2010年4月 当社管理本部総務グループ部長 2012年3月 当社管理本部副本部長 兼総務グループ長 2013年4月 当社執行役員管理本部長 2015年4月 当社執行役員管理本部長 兼生産本部購買グループリーダー 2015年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長 兼生産本部購買グループリーダー 2017年4月 当社取締役兼執行役員管理本部長 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員 鉄構本部長 現在に至る	株          29,208
5	おだ ひろ たか 織田 博孝 (1958年4月10日生)	1994年4月 当社入社 2005年7月 当社生産本部技術設計グループ長 兼開発チームリーダー兼監査室担当 2009年6月 当社生産本部設計グループ長 兼技術企画グループ副グループ長 2010年4月 当社企画管理室技術企画グループ長 2011年4月 当社企画管理室技術開発グループ長 2011年7月 当社企画管理室副室長 兼技術開発グループ長 2013年4月 当社企画管理室副室長 2014年4月 当社執行役員企画管理室長 2016年6月 当社取締役兼執行役員企画管理室長 兼新規事業開発室管掌 2019年4月 当社取締役兼執行役員企画管理室長 兼管理本部管掌兼新規事業 開発室管掌 2020年4月 当社取締役兼執行役員技術本部長 兼管理本部管掌 現在に至る	株                    200



第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される取締役丸山誠喜氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まる やま せい き 丸 山 誠 喜	2014年6月 当社取締役兼執行役員 2020年4月 当社取締役 現在に至る

また、当社は2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決することを条件として、本総会後も重任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、監査等委員である取締役3名に対して、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を含む。）の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たき がみ りょう ぞう 瀧 上 亮 三	2004年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社取締役 2015年4月 当社取締役会長 現在に至る
たき がみ まさ よし 瀧 上 晶 義	1997年6月 当社取締役 2004年6月 当社取締役兼執行役員 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
こ やま けん ぞう 小 山 研 造	2016年6月 当社取締役兼執行役員 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る
たき がみ さだ たか 瀧 上 定 隆	2015年6月 当社取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る
お だ ひろ たか 織 田 博 孝	2016年6月 当社取締役兼執行役員 現在に至る
む とう えい じ 武 藤 英 司	2018年6月 当社取締役兼執行役員 現在に至る
い とう たつ や 伊 藤 竜 也	2019年6月 当社取締役兼執行役員 現在に至る
やま もと とし や 山 本 敏 哉	2010年6月 当社取締役兼執行役員 2012年4月 当社取締役兼常務執行役員 2015年4月 当社常務取締役 2016年4月 当社専務取締役 2019年6月 当社取締役監査等委員（常勤） 現在に至る
は せ がわ かず ひこ 長谷川 和 彦	2019年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る
いい だ ひで お 飯 田 英 郎	2019年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る

なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会から妥当である旨の意見を得ております。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役は45百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割当てることといたしたく存じます。

つきましては、従来の報酬額とは別枠で年額35百万円以内の範囲内において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定いたしたく存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の対象取締役は8名ですが、第2号議案が原案どおり承認頂いた場合は7名となります。

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

##### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の10,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、退任までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

#### (2) 譲渡制限株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開

始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以上

## 株主總會会場ご案内図

会 場 愛知県半田市神明町一丁目1番地  
瀧上工業株式会社 応接棟



名古屋鉄道 河和線 知多半田駅下車 徒歩 17分

(第83回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第83期 報 告 書

(自 2019 年 4 月 1 日)  
(至 2020 年 3 月 31 日)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計  
監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

瀧 上 工 業 株 式 会 社

# 事業報告

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

#### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税や台風などの影響によりGDP成長率は前年より大幅なマイナスであったところに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の減速の影響を受け、大幅に悪化いたしました。また先行きについても、感染拡大に予断を許さない状況が続いており、製造業・非製造業ともに厳しい状況がまだまだ続くものと考えられます。

橋梁事業につきましては、鋼道路橋発注量が前期より大幅に減少し、当社におきましても、その影響で昨年度を大きく下回る92億4千万円の受注高となりました。

鉄骨事業につきましては、大型電力案件を目標とする基本方針は保持したうえで、鉄骨事業の再生を促進させるため、新たに民間建築案件への受注にも努めた結果、17億2千万円の受注高となりました。

このような事業環境の下で、当社グループの当連結会計年度における総受注高は109億6千万円となり、前連結会計年度と比べて39.3%減となりました。

主な受注工事は、橋梁事業につきましては、中国地方整備局の海田高架橋、前田建設工業㈱中部支店愛知道路CMr作業所の武豊北IC・Bランプ橋、鉄骨事業につきましては、大成建設㈱の武豊火力防音壁、保全事業につきましては、中日本高速道路㈱の伊勢湾岸自動車道名港中央大橋耐震補強工事などであります。

また、連結売上高につきましては、163億1千万円となり、前連結会計年度と比べて5.4%増となりました。

当連結会計年度に売上計上いたしました主な工事は、橋梁事業につきましては、東日本高速道路㈱の折木川橋、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の樫曲橋りょう、前田建設工業㈱中部支店愛知道路CMr作業所のりんくうFランプ橋、鉄骨事業につきましては、大成建設㈱の武豊火力5号本館鉄骨ならびに武豊石こう建屋、鹿島建設㈱の横須賀火力発電所などであります。

最終損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は1億円となり、前連結会計年度と比べて76.9%減となりました。

## ②対処すべき課題

当初、中国のごく一部での蔓延でとどまると思われていた新型コロナウイルスの感染が瞬間に全世界に拡大し、東京オリンピック・パラリンピックがその歴史上はじめて1年を目途に開催が延期されるといった事象を含め多くの想定外の事象が発生し、この傾向は収まることはないように感じます。

遡れば平成の時代は、災害をはじめとする「想定外」の出来事で各地に被害をもたらしましたが、令和の時代においてもこういった「想定外」の出来事に対応する対応力が企業に求められています。

当社も保全本部を立ち上げてから本年度で5年目となり、技術者の拡充とグループ会社との連携を強化し、本格的に当社ならびに当社グループの業態転換にかじを切らなくてはならないと考えております。これまでのインフラをただ整備するだけでなく、補修や予防保全という言葉に代表されるようにインフラを「延命」させることが求められており、これまで当社で培ってきた知識と経験を駆使し、さらに創造力をもって、橋梁事業の方向性を検討してまいります。

また昨年より「鉄構本部」を橋梁とともに当社を支えていく事業の柱とすべく、再スタートをさせております。こういった新しい取り組みは、時代の要請や将来への洞察と創造力の産物であると考え、スピード感をもって、業績回復に向けて最善の努力をしてまいります。

不動産事業、海外事業ならびに新規事業につきましては、「入札だけに頼らない企業体づくり」のために、引き続き育ててまいります。

最後に、当社グループは、中期経営計画（82期～84期）を掲げて鋭意取り組んでまいりましたが、当社グループを取り巻く事業環境の変化などにより、最終年度における数値目標である連結売上高190億円、営業利益9億円の達成が困難な状況となりました。今後、業績予想数値の公表による目標数値の修正とともに、新たな中期経営計画の策定についても改めて検討することといたします。

株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 売上および受注の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

部 門 別	売 上 高	対前連結会計年度 増 減 率	受 注 高	対前連結会計年度 増 減 率
橋 梁	10,381	2.1	9,240	△ 40.0
鉄 骨	2,605	20.5	1,720	△ 35.3
小 計	12,986	5.3	10,960	△ 39.3
不動産賃貸事業	864	4.9	—	—
材料販売事業	1,600	△ 15.1	—	—
運 送 事 業	389	40.6	—	—
工作機械製造事業	442	225.2	—	—
その他の事業	33	0.4	—	—
計	16,318	5.4	10,960	△ 39.3

### (2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、橋梁事業のパネルライン歪み取り機などであります。なお、所要資金は全て自己資金でまかなっております。

### (4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移 (金額単位：百万円)

区 分	第80期 2017年3月期	第81期 2018年3月期	第82期 2019年3月期	第83期 (当連結会計年度) 2020年3月期
受 注 高	6,336	12,838	18,048	10,960
売 上 高	15,848	15,838	15,489	16,318
親会社株主に帰属する 当期純利益	581	822	446	103
1株当たり当期純利益	266円58銭	376円76銭	204円68銭	47円34銭
純 資 産 額	34,933	35,774	35,714	34,352

(注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。



2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において19,469株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において19,000株であります。

② 当社の財産および損益の状況の推移 (金額単位：百万円)

区 分	第80期 2017年3月期	第81期 2018年3月期	第82期 2019年3月期	第83期 (当連結会計年度) 2020年3月期
受 注 高	4,508	11,993	16,733	8,437
売 上 高	13,055	12,553	11,744	12,287
当期純利益	1,615	942	616	73
1株当たり当期純利益	740円16銭	431円89銭	282円44銭	33円73銭
純 資 産 額	27,834	28,801	28,871	27,536

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。  
第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
  3. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。  
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において19,469株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において19,000株であります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 定 産 業 株 式 会 社	100 百万円	100.0 %	鋼板の切断・加工販売 鉄筋・建材の販売 不動産賃貸業
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	75	100.0	橋梁、鉄骨等の製作加工
丸 定 運 輸 株 式 会 社	30	100.0	橋梁、鉄骨、その他 鉄構物の製品輸送
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	100	100.0	一般土木建築、橋梁、鉄骨、 その他鉄構物の製作・施工
株式会社ケイステックニジューサン	3.5	100.0	工作機械、自動車用工作機械、 治工具等の設計・製作及び販売

(注) 連結子会社であった富川鉄工株式会社は2019年9月26日付の当社との事業譲渡契約に伴い、事業活動が停止し重要性が僅少となったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは橋梁、鉄骨、鉄塔、その他鉄構物の設計・製作・施工および、これらに付随する一切の工事と工作機械の設計・製作・修理を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ①鋼構造物製造事業  
鋼構造物の設計・製作・施工を行っております。
- ②不動産賃貸事業  
不動産賃貸ならびに管理業務を行っております。
- ③材料販売事業  
鋼板の切断・加工販売、形鋼およびその他材料の販売を行っております。
- ④運送事業  
橋梁・鉄骨・その他鉄構物の製品輸送を行っております。
- ⑤工作機械製造事業  
工作機械・自動車用部品組付機等の設計・製作・修理を行っております。

(7) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当 社

本 店	愛知県半田市
支 店	東京支店 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市西区)
営 業 所	札幌、仙台、静岡、名古屋、岐阜、広島、福岡
工 場	本社工場、半田第二工場 (愛知県半田市)

② 子会社

丸定産業株式会社	愛知県東海市 (本社・工場)
株式会社瀧上工作所	愛知県半田市 (本社・工場)
丸定運輸株式会社	愛知県東海市
瀧上建設興業株式会社	愛知県名古屋市
株式会社ケイステックソリューション	愛知県岡崎市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
387 名	15 (増) 名

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
273 名	25 (増) 名	44.0 歳	15.9 年

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,175,100株  
(2) 発行済株式の総数 2,201,786株  
(自己株式495,814株を除く)  
(3) 株 主 数 1,129名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧上精機工業株式会社	446 千株	20.25 %
株式会社メタルワン	142	6.47
Black Clover Limited	118	5.39
株式会社ジューグ	110	4.99
瀧上茂	105	4.79
株式会社三菱UFJ銀行	103	4.71
日本製鉄株式会社	84	3.84
瀧上晶義	49	2.24
高畑一貴	42	1.90
ビーエムキャピタル合同会社	37	1.69

(注) 1. 当社は自己株式495,814株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が保有する19,000株は含まれておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
瀧上 亮三	取締役会長 (グループ関連事業管掌兼海外事業管掌)	丸定産業株式会社代表取締役会長          新東工業株式会社社外監査役
瀧上 晶義	代表取締役社長 (監査室管掌)	
小山 研造	取締役兼常務執行役員 (社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長)	
瀧上 定隆	取締役兼常務執行役員(鉄構本部長)	
丸山 誠喜	取締役兼執行役員(営業本部長)	
織田 博孝	取締役兼執行役員 (企画管理室長兼管理本部管掌兼新規事業開発室管掌)	
武藤 英司	取締役兼執行役員(工事本部長)	
伊藤 竜也	取締役兼執行役員(生産本部長)	
山本 敏哉	取締役(常勤監査等委員)	
長谷川 和彦	取締役(監査等委員)	
飯田 英郎	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 取締役長谷川和彦氏および飯田英郎氏は、社外取締役であります。また当社は両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役長谷川和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との密な連携を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
4. 2019年6月27日開催の第82回定時株主総会において、伊藤竜也氏が取締役に、長谷川和彦氏および飯田英郎氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当
執行役員	香川 尚史	営業本部副本部長兼東京支店長

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当

該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取締役(監査等委員を除く)	9 名	72,340 千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役分)	6 (4)	18,130 (9,730)
合計	15	90,470

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給人員には、2019年6月27日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名および取締役(監査等委員)2名を含んでおります。
3. 2017年6月29日開催の第80回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)の報酬は年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)となっております。また、2017年6月29日開催の第80回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員)の報酬は年額45百万円以内となっております。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額21,410千円(取締役(監査等委員を除く)19,120千円、取締役(監査等委員)2,290千円)が含まれております。
5. 上記のほか、2019年6月27日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、退任取締役(監査等委員)3名に対し、役員退職慰労金11,520千円を支給しております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職に関する事項  
特記すべき事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	長谷川和彦	2019年6月27日就任後に開催された取締役会10回中9回に出席し、また、監査等委員会11回中10回に出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

取締役 (監査等委員)	飯田英郎	2019年6月27日就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
----------------	------	---

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額  
22,000千円
- ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により監査等委員会が解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2017年6月29日付でその基本方針の一部を改正し、以下のとおりといたしております。

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

#### ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。



⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ **取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

⑧ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **内部監査の実施状況**

内部監査部門である「監査室」は、各部門に対して法令順守等内部監査を当事業年度において実施し、その結果を書面で代表取締役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

② **子会社の管理体制**

当社取締役が子会社取締役を兼務し、子会社の業務執行状況をモニタリングするとともに、監査室が当事業年度において、内部統制監査を実施しました。

③ **監査等委員監査の実効性確保**

監査等委員は、当社および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、業務執行が適切になされているかを確認しました。また、監査室監査に同行・連携し業務監査を行い、リスク抽出を行ってまいりました。

---

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	20,070,912	<b>流 動 負 債</b>	3,903,568
現 金 預 金	11,743,518	支 払 手 形 金	2,816,728
受 取 手 形 等	7,539,258	工 事 未 払 金	21,632
完 成 工 事 未 収 入 金 等	63,650	リ ー ス 債 務	216,086
商 品 及 び 製 品	224,575	未 払 費 用	90,469
未 成 工 事 支 出 金	235,470	未 払 法 人 税 等	90,296
材 料 貯 蔵 品	264,439	未 成 工 事 受 入 金	142,868
そ の 他		賞 与 引 当 金	25,000
		役 員 賞 与 引 当 金	50,971
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	177,573
		工 事 損 失 引 当 金	271,938
		そ の 他	
<b>固 定 資 産</b>	21,682,302	<b>固 定 負 債</b>	3,496,754
<b>有 形 固 定 資 産</b>	12,650,190	リ ー ス 債 務	42,018
建 物 ・ 構 築 物	1,374,755	繰 延 税 金 負 債	1,888,073
機 械 ・ 運 搬 具	978,858	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	283,716
工 具 器 具 ・ 備 品	84,407	環 境 対 策 引 当 金	12,381
賃 貸 不 動 産	6,922,332	退 職 給 付 に 係 る 負 債	924,106
土 地	3,066,375	株 式 給 付 引 当 金	41,394
リ ー ス 資 産	49,536	そ の 他	305,064
建 設 仮 勘 定	173,924		
		<b>負 債 合 計</b>	7,400,322
<b>無 形 固 定 資 産</b>	51,555	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ エ ア	35,848	<b>株 主 資 本</b>	31,753,536
リ ー ス 資 産	7,814	資 本 金	1,361,250
そ の 他	7,892	資 本 剰 余 金	399,555
		利 益 剰 余 金	32,745,320
		自 己 株 式	△ 2,752,589
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	8,980,556	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,599,355
投 資 有 価 証 券	8,656,794	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,634,974
そ の 他	323,761	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 35,619
		<b>純 資 産 合 計</b>	34,352,891
<b>資 産 合 計</b>	41,753,214	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	41,753,214

# 連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科 目	金	額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		16,318,474
完 成 工 事 総 利 益		14,603,562
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,714,911
営 業 利 益		1,585,890
営 業 外 収 益		129,020
受 取 利 息 配 当 金	262,149	
賃 貸 収 入	50,033	
そ の 他 営 業 外 収 益	12,558	324,741
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,134	
為 替 差 損	1,435	
自 己 株 式 付 随 費 用	4,676	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,130	
賃 貸 費 用	14,646	
雑 損 失	521	38,544
経 常 利 益		415,218
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	730	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,006	2,737
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,069	
固 定 資 産 除 却 損	2,847	
災 害 に よ る 損 失	4,450	11,366
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		406,588
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144,896	
法 人 税 等 調 整 額	158,366	303,262
当 期 純 利 益		103,325
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		103,325

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	株 主 資 本				株主資本合計 千円
	資本金 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	自己株式 千円	
当 期 首 残 高	1,361,250	423,966	32,864,134	△ 2,755,643	31,893,706
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 220,205		△ 220,205
親会社株主に帰属する 当期純利益			103,325		103,325
自己株式の取得				△ 1,601	△ 1,601
自己株式の処分				4,656	4,656
連結範囲の変動		△ 24,411	△ 1,934		△ 26,345
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 24,411	△ 118,813	3,054	△ 140,170
当 期 末 残 高	1,361,250	399,555	32,745,320	△ 2,752,589	31,753,536

	その他の包括利益累計額			純資産合計 千円
	その他有価証券 評価差額金 千円	退職給付に係る 調整累計額 千円	その他の包括利益 累計額合計 千円	
当 期 首 残 高	3,860,927	△ 39,637	3,821,289	35,714,996
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 220,205
親会社株主に帰属する 当期純利益				103,325
自己株式の取得				△ 1,601
自己株式の処分				4,656
連結範囲の変動				△ 26,345
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 1,225,953	4,018	△ 1,221,934	△ 1,221,934
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,225,953	4,018	△ 1,221,934	△ 1,362,105
当 期 末 残 高	2,634,974	△ 35,619	2,599,355	34,352,891

## 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	瀧上建設興業㈱、丸定産業㈱、丸定運輸㈱、 ㈱瀧上工作所、㈱ケイシステックニジューサン

従来、連結子会社であった富川鉄工㈱は2019年9月26日付の当社との事業譲渡契約に伴い、事業活動が停止し重要性が僅少となったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外致しました。なお、連結除外の基準日は当連結会計年度末日としているため、当連結会計年度は損益計算書のみ連結しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

富川鉄工㈱
TAKIGAMI INTERNATIONAL CORPORATION、
㈱エム・ティー・コーポレーション、
瀧上不動産㈱

#### (3) 連結の範囲から除いた理由

上記の非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社数	4社
非連結子会社の名称	富川鉄工㈱ TAKIGAMI INTERNATIONAL CORPORATION、 ㈱エム・ティー・コーポレーション、瀧上不動産㈱
関連会社数	1社
関連会社の名称	Universal Steel Fabrication Vina-Japan Co.,LTD.

#### (2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社4社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

②役員賞与引当金は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。

④工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥環境対策引当金は、PCB廃棄物の処理費用に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株が公表している処理料金等を基に処理費用見込額を計上しております。

⑦株式給付引当金は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定額法により発生した連結会計年度から償却を行っております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定率法により発生時の翌連結会計年度から償却を行っ

ております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 〔追加情報〕

(株式交付信託における取引の概要等)

当社は、従業員を対象としたインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」(以下「本制度」という。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下「本信託」という。)を設定し、本信託が当社普通株式(以下「当社株式」という。)の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する従業員向けインセンティブ・プランであります。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その職位等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の株式数及び帳簿価額は、19,000株及び110,580千円であります。

## 〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		12,575,708千円
2. 担保に供している資産	投資有価証券	187,032千円



〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,697,600	—	—	2,697,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	110,105	50.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	110,099	50.00	2019年9月30日	2019年12月9日

(注) 1. 基準日が2019年3月31日の配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金990千円が含まれております。

2. 基準日が2019年9月30日の配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金970千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	110,089	50.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 1. 配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金950千円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一部の余剰資金を含めた資金運用については、短期的な預金及び安全性・流動性の高い金融資産に限定しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの残高管理等を定期的に行ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

なお、デリバティブ取引については、資金運用規定に基づき実行及び管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金預金	11,743,518	11,743,518	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	7,539,258	7,539,258	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,400,000	1,344,512	△55,488
その他有価証券	6,126,990	6,126,990	—
(4) 支払手形・工事未払金等	(2,816,728)	(2,816,728)	—
(5) デリバティブ取引	—	—	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。その時価は、「(3)投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 254,165千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 〔賃貸等不動産に関する注記〕

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、名古屋市その他の地域において、旧工場跡地（建物等含む）、賃貸用アパート、老人介護施設及び賃貸オフィスビル（土地含む）等の賃貸用不動産を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 （単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末	
8,004,409	51,608	8,056,018	12,423,993

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 15,738円09銭

2. 1株当たり当期純利益 47円34銭

（注）1. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において19,469株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において19,000株であります。

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	16,052,073	<b>流 動 負 債</b>	5,870,630
現金預金	9,532,775	支払手形	580,360
受取手形	67,861	工事未払金	1,415,193
完成工事未入金	5,950,403	関係会社短期借入金	3,110,326
未成工事支出金	199,498	リース債務	14,727
商 品	35,390	未払費用	156,487
材 料 貯 蔵 品	48,801	未払法人税等	32,995
そ の 他	217,342	未成工事受入金	90,296
		賞与引当金	97,800
		完成工事補償引当金	13,757
		工事損失引当金	177,573
<b>固 定 資 産</b>	19,748,525	そ の 他	181,110
<b>有 形 固 定 資 産</b>	8,926,201		
建物・構築物	1,044,127	<b>固 定 負 債</b>	2,393,811
機械・運搬具	843,348	リース債務	34,359
工具器具・備品	67,774	繰延税金負債	1,159,445
賃貸不動産	5,727,286	退職給付引当金	715,228
土地	1,033,811	役員退職慰労引当金	178,000
リース資産	35,928	環境対策引当金	3,704
建設仮勘定	173,924	株式給付引当金	41,394
		そ の 他	261,679
<b>無 形 固 定 資 産</b>	38,561	<b>負 債 合 計</b>	8,264,441
ソフトウェア	27,601		
リース資産	7,814	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	3,144	<b>株 主 資 本</b>	24,897,757
		資 本 金	1,361,250
		資 本 剩 余 金	399,555
		資 本 準 備 金	389,732
		その他資本剰余金	9,822
<b>投資その他の資産</b>	10,783,762	利 益 剰 余 金	25,889,541
投資有価証券	7,661,443	利 益 準 備 金	340,312
関係会社株式	2,911,108	その他利益剰余金	25,549,229
関係会社出資金	101,750	退職慰労金積立金	35,000
長期前払費用	33,237	別 途 積 立 金	24,830,000
そ の 他	76,222	繰越利益剰余金	684,229
		<b>自 己 株 式</b>	△ 2,752,589
		評価・換算差額等	2,638,399
		その他有価証券評価差額金	2,638,399
		<b>純 資 産 合 計</b>	27,536,157
<b>資 産 合 計</b>	35,800,599	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	35,800,599

# 損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科 目	金	額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		12,287,590
完 成 工 事 総 利 益		11,232,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,054,902
営 業 損 失		1,132,626
営 業 外 収 益		△ 77,723
受 取 利 息 配 当 金	376,801	
そ の 他 営 業 外 収 益	15,112	391,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,312	
為 替 差 損	1,435	
自 己 株 式 付 随 費 用	4,676	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,130	24,555
経 常 利 益		289,634
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	203	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,006	2,210
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,069	
固 定 資 産 除 却 損	16	4,085
税 引 前 当 期 純 利 益		287,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,622	
法 人 税 等 調 整 額	161,518	214,140
当 期 純 利 益		73,618

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					退職慰労金積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,361,250	389,732	9,822	399,555	340,312	35,000	24,530,000	1,130,816	26,036,128
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△ 220,205	△ 220,205
当期純利益								73,618	73,618
自己株式の取得									
自己株式の処分									
別途積立金の積立							300,000	△ 300,000	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	300,000	△ 446,586	△ 146,586
当 期 末 残 高	1,361,250	389,732	9,822	399,555	340,312	35,000	24,830,000	684,229	25,889,541

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 2,755,643	25,041,289	3,830,466	3,830,466	28,871,756
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 220,205			△ 220,205
当期純利益		73,618			73,618
自己株式の取得	△ 1,601	△ 1,601			△ 1,601
自己株式の処分	4,656	4,656			4,656
別途積立金の積立			—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 1,192,067	△ 1,192,067	△ 1,192,067
事業年度中の変動額合計	3,054	△ 143,532	△ 1,192,067	△ 1,192,067	△ 1,335,599
当 期 末 残 高	△ 2,752,589	24,897,757	2,638,399	2,638,399	27,536,157

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法
商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定額法により発生した事業年度から償却を行っております。  
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定率法により発生時の翌事業年度から償却を行っております。  
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 環境対策引当金は、PCB廃棄物の処理費用に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株が公表している処理料金等を基に処理費用見込額を計上しております。
- (7) 株式給付引当金は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。



6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,284,464千円
2. 担保に供している資産	
投資有価証券	187,032千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	48,584千円
短期金銭債務	493,547千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	755千円
完成工事原価	9,636千円
賃借料	810千円
材料仕入高	1,832,186千円
外注費	463,736千円
運搬費	473,791千円
営業取引以外の取引による取引高	228,832千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	515,293	321	800	514,814

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加321株は、単元未満株式の買取りによる増加321株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少800株は、「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度の売却による減少800株であります。

3. 普通株式数には、「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首19,800株、当事業年度末19,000株）が含まれております。

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### （繰延税金資産）

退職給付引当金	212,410千円
役員退職慰勞引当金	54,468
環境対策引当金	1,133
賞与引当金	29,222
工事損失引当金	54,337
その他	78,427
繰延税金資産小計	429,999
評価性引当額	△429,999
繰延税金資産合計	0

#### （繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△1,159,445
繰延税金負債合計	△1,159,445
繰延税金負債の純額	△1,159,445

## 〔関連当事者との取引に関する注記〕

### 1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	瀧上精機工業(株)	鋸螺釘類製造事業	(被所有) 直接 20.46	兼任 1名	ボルト類購入	ボルト類購入	230,228	工事未払金	23,263

### 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	丸定産業(株)	鋼板及び各種鋼材の加工販売	直接 100.0	兼任 3名	原材料購入	原材料購入	1,616,442	支払手形 工事未払金	149,207 210,241
						資金の借入	802,626	関係会社 短期借入金	802,877
						支払利息	548	—	—

子会社	瀧上建設興業(株)	一般土木建築及び鉄構物の製造施工	直接 100.0	兼任 4名	当社製品の現場施工	資金の借入	1,478,425	関係会社短期借入金	1,204,291
						支払利息	1,011	—	—
子会社	株瀧上工作所	鋼構造物製造	直接 100.0	兼任 4名	当社製品の外注加工	資金の借入	300,765	関係会社短期借入金	300,859
						支払利息	205	—	—
子会社	丸定運輸(株)	運送業	直接 100.0	兼任 3名	当社製品の輸送	資金の借入	802,046	関係会社短期借入金	802,297
						支払利息	548	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. ボルト類購入及び原材料購入については、市場価格を勘案して毎期価格交渉のうえ決定しております。
3. 瀧上精機工業(株)は、当社代表取締役の瀧上品義氏及びその近親者が議決権の過半数を保有している(株)鍛冶定の子会社であります。
4. 資金の借入については、CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) による借入であり、取引金額については、期中平均残高を記載しております。
5. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### 〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 12,615円14銭
- 1株当たり当期純利益 33円73銭

(注) 1. 「株式交付信託(従業員向け株式交付信託)」制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において19,469株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度において19,000株であります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

瀧上工業株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人  
津事務所

指 定 社 員 公認会計士 安井 広 伸 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ⑩  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、瀧上工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報

告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

瀧上工業株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人  
津事務所

指 定 社 員 公認会計士 安井 広 伸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告

書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年 5 月 15 日

瀧上工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 敏 哉 ㊟

監査等委員 長谷川 和 彦 ㊟

監査等委員 飯田 英 郎 ㊟

(注) 監査等委員長谷川和彦及び飯田英郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株 主 メ モ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月下旬
3. 基準日  
定時株主総会 3月31日  
期末配当金 3月31日  
中間配当金 9月30日  
その他 この外必要ある場合はあらかじめ  
公告して基準日を定めます。
4. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社
5. 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
(電話照会先) 電話 0120 - 782 - 031 (フリーダイヤル)  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行  
っております。
6. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別  
口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
7. 未払配当金の支払いについて  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
8. 単元株式数 100株
9. 公告方法 電子公告により行います。  
ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による  
ことができない場合には、東京都において発行する日本経  
済新聞に掲載して行います。  
公告掲載URLは次のとおりであります。  
<http://www.takigami.co.jp/>

#### 10. 「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行なわれます。確定申告を行う際の添付書類につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお「期末配当金領収証」にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

## 事 業 所

**本 店** 愛知県半田市神明町一丁目1番地 〒475-0826 電話(0569)89-2101

### 支 店

東京支店 東京都中央区湊一丁目9番9号 〒104-0043 電話(03)3552-6681

大阪支店 大阪市西区北堀江二丁目10番19号 〒550-0014 電話(06)6532-5355

**保 全 本 部** 名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番22号 〒466-0064 電話(052)882-5510

### 営 業 所

札幌営業所 札幌市中央区南八条西二十丁目1番10号 〒064-0808 電話(011)561-5482

仙台営業所 仙台市青葉区一番町二丁目7番5号(飯田ビル) 〒980-0811 電話(022)267-3791

静岡営業所 静岡市葵区伝馬町11番地の6 〒420-0858 電話(054)252-1807

名古屋営業所 名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番22号 〒466-0064 電話(052)882-5514

岐阜営業所 岐阜市県町二丁目12番地12

(チサンマンション岐阜) 〒500-8176 電話(058)212-3556

広島営業所 広島市中区八丁堀6番11号(グレイスビル) 〒730-0013 電話(082)227-6532

福岡営業所 福岡市中央区赤坂一丁目12番6号(赤坂Sビル) 〒810-0042 電話(092)741-1253

### 工 場

本社工場 愛知県半田市神明町一丁目1番地 〒475-0826 電話(0569)21-4111

半田第二工場 愛知県半田市日東町2番地の1 〒475-0033